

平成28年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成27年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 報告第 2号 放棄した私債権の報告について
- 第 5 議案第 7号 羽幌町行政不服審査法施行条例
- 第 6 議案第 8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第 9号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第10号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第11号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 羽幌町税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第18号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第19号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第21号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第22号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第24号 羽幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第25号 羽幌町準用河川に関する料金徴収条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第28号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の策定について

- 第23 議案第29号 羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更について
- 第24 議案第30号 し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約について
- 第25 議案第31号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）
- 第26 議案第32号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第33号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第34号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第29 議案第35号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30 議案第36号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第 6号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例
- 第32 議案第20号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第23号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第26号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第27号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第37号 平成28年度羽幌町一般会計予算
- 第37 議案第38号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第38 議案第39号 平成28年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第39 議案第40号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第40 議案第41号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第41 議案第42号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第42 議案第43号 平成28年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第43 議案第44号 平成28年度羽幌町水道事業会計予算
- 第44 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○追加日程

第1 会期の延長

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金木 直文 君
3番 阿部 和也 君	4番 船本 秀雄 君
5番 小寺 光一 君	6番 熊谷 俊幸 君
7番 平山 美知子 君	8番 磯野 直 君
9番 逢坂 照雄 君	10番 寺沢 孝毅 君
11番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

社会教育課
農書係長
選挙管理委員
事務局局長

春日井 寿美子 君
今 村 裕 之 君
飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
総務係長
書記

井 上 顕 君
清 水 聡 志 君
土清水 彬 君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 村 田 定 人 君 2番 金 木 直 文 君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第1号 平成27年度定期監査報告（第3次）
についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成27年度定期監査報告
（第3次）について、内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項
の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

次の1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成28年1月25日から1月29日までの5日間にわ
たりまして、農業委員会、農林水産課、商工観光課、建設水道課の4機関を対象に船本
監査委員とともに実施をしたところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的
に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認

するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容については、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。

最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計69件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は146人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略をさせていただきます。

3ページをお開き願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は38件で、補助金額は1億2,240万8,400円であります。前年度と比較して、農業では農業後継者対策事業補助金で約280万円の増、農地では国営造成施設管理体制整備事業で約130万円の減、水産業では特産物魅力発信事業、冷凍施設整備事業補助金の約358万円が増となりましたが、昨年度実施の漁協焼尻地区製氷施設改修事業補助金610万円が減となりましたことから、全体では約378万円減少しております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕、次のページをお開き願います。②、業務委託につきましては記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。③、工事請負では羽幌二股ダム変圧器取りかえ工事は50キロ及び20キロボルトアンペアの変圧器を取りかえたものであります。次の林道中央小川線災害復旧工事ほかにつきましては、林道中央小川線で2カ所、施工延長43メートルの災害復旧工事、また町有林整備事業により上羽幌地区で下刈り面積0.5ヘクタール、平地区で間伐面積19.01ヘクタールの施工となっております。

次に、(3)、漁村環境改善総合センター利用状況は、ごらんのとおりとなっております。

5ページをお開き願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計588頭であります。前年同期と比較し、44頭の増となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計95件、融資残額は4億5,505万2,500円で、利用率は65.01%となっております。

(2)、契約状況につきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

7ページをお開き願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収

入2, 871万9, 997円、支出2, 415万1, 360円で、収入金額から支出金額を差し引いた形式収支は456万8, 637円となっております。

(4)の焼尻発電所運転保守業務受託事業の契約金額は4, 827万6, 000円で、収入済額の合計は3, 918万3, 901円であります。なお、営業、配電事業及び諸費用は実績精算額であります。

8ページをお開き願います。(5)、商工観光振興事業補助金交付状況であります、合計件数は58件で、内容は労働関係2件、商工関係32件、観光関係24件で補助金額は9, 863万3, 940円で、うち交付済み額は7, 929万1, 791円となっております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、今年度から農村公園(オロちゃんランド)及びレストパークの管理人が常駐していないことから入り込みデータはありませんので、2カ所の入り込み数を除いた数値合計は1, 664人減の16万5, 396人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況及び次のページ、(8)の勤労青少年ホーム利用状況は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

10ページをお開き願います。建設水道課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において土木につきましては前年度より1億4, 324万400円減少し、4, 323万2, 400円となっております。これは、主として平成26年債災害復旧工事13件、1億3, 060万4, 400円の減によるものであります。また、建築において前年度より3億2, 777万640円増加し、4億1, 409万5, 040円となっておりますが、これは主として羽幌小学校改築工事、平成27年度分、3億4, 928万1, 000円の増によるものであります。

(2)、補助金交付状況、次のページ、11ページをお開き願います。(3)の道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(4)、建築確認申請状況であります。表の右下、合計欄では前年度より新築で5件、増築で4件の減で、合計で9件の減となっております。

12ページをお開き願います。(5)、町道舗装整備状況では、実延長及び舗装延長とも前年度からの変更はなく、舗装率は52.9%となっております。

(6)、町道除雪計画であります。道路、また歩道延長は前年度からの変更はありません。道路の除雪及び委託延長は、ともに朝日羽幌原野地区で4キロメートルの増により、除雪率では全体で2%増の57.5%となっております。また、歩道除雪につきましては、今年度栄町中央連絡線の一部0.8キロメートルが増となったことから、前年

度に比較し1.7%、34.2%となっております。

次に、2の上水道事業、(1)の契約状況、次のページ、13ページ、3の下水道事業の(1)、契約状況につきましては、ごらんをいただくことにより説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次に平成14年度から27年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと7戸増加し77戸で、累計では1,826戸となっております。②、資金あっせん状況では27年度12月末現在、貸し付けは1件の55万円で、累計では32件、貸付金額は2,229万円となっております。次の15ページをお開き願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅の合計件数は30件で、補助金交付額は600万円となっております。④の受益者負担金前納報奨金支給状況の説明は省略をさせていただきます。

次に、4、簡易水道事業の(1)、契約状況につきましても内容は記載のとおりでありますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で平成27年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから監査報告の内容について、監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成27年度定期監査報告(第3次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第2号

○議長(森 淳君) 日程第4、報告第2号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました報告第2号 放棄した私債権の報告について、その内容につきましてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

内容でございますが、公営住宅を既に退去し、住宅使用料を滞納している者のうち、その債務者及び連帯保証人が既に死亡しているか、もしくは所在不明等により時効の援用の確認がとれないことから、羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第1号の規定により、町の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、条例第5条の規定により報告するものであります。

別紙調書をごらん願います。債権の名称は公営住宅使用料で、放棄した債権の額は6万3,000円、件数は4件であります。

以上をもちまして内容の報告とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから報告第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第7号～議案第8号

○議長（森 淳君） 日程第5、議案第7号 羽幌町行政不服審査法施行条例、日程第6、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第7号及び議案第8号につきまして、2件を一括して関連がございますので、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 羽幌町行政不服審査法施行条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。全部改正となりました行政不服審査法の施行に伴いまして、不服申し立てに係る提出書類等の写しの交付に要する手数料を徴収するとともに、審査請求を受けた審査庁の諮問先として新たな附属機関を設置するため、制定しようとする

ものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、次のページをお開きください。羽幌町行政不服審査法施行条例。

初めに、第1条、趣旨であります。改正された行政不服審査法、以下改正法と言いますが、その改正法の施行に関し、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める旨規定をしております。

次に、第2条、用語の定義であります。本条例において使用する用語は、改正法において使用する用語の例による旨を規定しております。

次に、第3条、手数料の額でございます。改正法の規定により不服申し立てに係る書類等の写しの交付を受けた場合の手数料の額を定めるものでありまして、本条例末尾にあります別表においてA3判以内の規格については1枚につき白黒が10円、カラーが20円と規定するものであります。

次に、第4条であります。手数料の徴収時期について規定をしております。手数料は写しの交付申請の際、もしくは交付する際に徴収することとしております。

続いて、第5条は手数料の減免及びその手続方法について規定をしております。その内容につきましては、国と同様の規定となっております。

次に、第6条であります。写しの交付については送付によって行うことができる旨を規定しております。

次に、第7条、行政不服審査会の設置等あります。ここからは附属機関である第三者機関の設置等に関して規定をしております。行政不服審査法の大きな改正ポイントとしましては、不服申し立てに関する審査の際、第三者機関への諮問手続が導入されたところでありまして、その機関の設置については条例によるものとされていることから規定をするものであります。

第7条第1項においては、第三者機関である羽幌町行政不服審査会を設置する旨規定し、第2項ではその審査会が行う基本的な職務を規定しております。

次に、第8条、組織であります。審査会は5人以内の委員で組織する旨を規定しております。

次に、第9条、委員であります。審査会の委員は町長が委嘱する旨とその任期等について規定をしております。第10条では審査会に会長を置く旨と会長の職務を代理する者について定めております。

次に、第11条、会議であります。審査会の招集、議長、議決要件等について規定をしております。

続いて、第12条であります。審査会が行う調査審議等の手続に関する規定を定められておりまして、改正法の定めるところにより調査審議の手続を行っていく旨を規定して

おります。

次に、第13条であります。審査会における調査審議については、個人情報保護の観点から公開しない旨を定めております。

次の第14条につきましては、委員の守秘義務について規定をするものであります。

次の第15条、関係者に対する費用の弁償であります。調査審議等において参考人などに対して出頭を求めた場合、その求めに応じた参考人等には交通費等の費用を弁償する旨規定をしております。

次に、第16条であります。この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会に諮って定めることとし、第17条においては、この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

次に、第18条、罰則であります。第14条の守秘義務の規定に違反した場合の罰則規定を定めております。

続きまして、附則であります。第1項は、施行期日は改正法と同じ平成28年4月1日でございます。

次に、第2項、準備行為であります。委員の委嘱に関する手続は施行日前においても行える旨を規定しております。

次に、第3項であります。本条例に基づく羽幌町行政不服審査会の委員については、同じく第三者機関であり、すぐれた識見を有し、情報公開決定等の処分に関する不服申し立てについての審議に携わり、不服申し立て制度に精通する方々により構成された羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員を充てたく、本条例の施行の日に委嘱されたものとみなす旨を、またその任期についても当該情報公開・個人情報保護審査会委員の任期と同一の期間とする旨規定をしております。

次に、第4項ですが、ただいまの第3項による委嘱の考え方を踏まえ、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の会長及び職務代理者は、それぞれ行政不服審査会の会長及び職務代理者に選任される旨規定をしております。

なお、ただいまの附則第3項及び第4項の取り扱いに関しましては、この条例提案に際し、あらかじめ羽幌町情報公開・個人情報保護審査会の委員の皆様にご了解をいただいておりますことを申し添えます。

以上が本条例の内容でございます。条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提出の理由であります。先ほどの議案第7号と同様、行政不服審査法の施行に伴います関係法律の整備等に関する法律の公布により行政手続法などの関係法律の一部が改

正されることから、町が制定している各条例における規定の整備を行うため、整備条例を制定しようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、別紙でお配りをしております説明資料行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新旧対象表）をごらんください。

1枚めくっていただいた1ページ目、条例案第1条になります羽幌町行政手続条例の一部改正であります。第19条第2項第4号の行政庁が不利益処分を行う際に実施する聴聞を主宰することができないものの規定において文言の修正を行っております。

次に、2ページ目、羽幌町情報公開条例の一部改正であります。第18条の改正は不服による審査請求があった場合には行政不服審査法第9条第1項の規定により、審査長は職員の中から審理員を指名して審査を行い、その結果を第三者機関に諮問することとされておりますが、本条例に基づく審査につきましては第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が直接担うことから、法第9条第1項の適用を除外する旨の規定を加えるものであります。

次に、第19条ですが、ただいまの第18条を規定したことによりまして、改正前の第18条と第19条をあわせて改正後の第19条とし、文言の修正を行っております。

次に、3ページ目、第20条及び第21条につきましては文言の修正でございます。

次に、4ページ目、第22条ですが、各項の文言の修正を行うとともに第3項の次に新たな第4項として審査会が審査請求人など関係者に対して必要な資料を求めた場合、もしくは提出を受けた場合には当該資料を他の関係者に送付する旨の規定を加え、5ページになりますが、さらに新たな第6項として審査会は他の関係者に資料を送付、もしくは閲覧させようとする場合は当該資料を提出した関係者の意見を聞かなければならない旨の規定を加え、以下繰り下げによる項番号の整理をするものでございます。

次に、6ページ目、羽幌町個人情報保護条例の一部改正であります。新たに第29条の2を加えておりますが、先ほどの羽幌町情報公開条例の一部改正と同様、審査の際は行政不服審査法第9条第1項の適用を除外する旨規定をするものであります。

次に、第30条ですが、行政不服審査法の改正に伴う文言の修正と審査会への諮問の際には弁明書の写しを添える旨の規定を追加するものであります。

次に、7ページ目の第31条ですが、こちらも文言の修正でございます。

次に、8ページ目、羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正であります。第3条において審査請求をすることができる期間を60日以内から3カ月以内に改め、文言の修正をするものであります。また、第4項として裁判所への出訴の要件について新たに加えるものであります。

以上が説明の内容でございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申し立てであつてこの

条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

以上が議案第7号、第8号の説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第7号 羽幌町行政不服審査法施行条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町行政不服審査法施行条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第9号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第9号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。行政組織の変更に伴いまして、課の改編を行うため、改正しようとするものであります。また、本条例の一部改正に伴い、引用条項の変更が生じる羽幌町水道事業の設置等に関する条例につきましても、あわせて改正しようとするものであります。

組織機構につきましては、昨年においてこれまでの組織の集約による大課制という形からさまざまな行政課題や懸案事項に対応し、きめ細やかな施策の実行と組織の指揮命令系統の迅速化を図るための見直しにより分課を行ったところであります。新年度に向けましてももう若干の見直しが必要との判断から、建設水道課を建設部門と上下水道部門に分課することとし、効率的な事業の執行を図るため分掌事務の再編もあわせて行うものであります。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りしております新旧対照表をごらんください。

第1条は、課の設置を規定しておりますが、現行の建設水道課を建設課と上下水道課に改正するものであります。

次に、2ページ目にまたがりませんが、第2条では課の分掌事務を規定しております。建設水道課の分掌事務第1号から第5号までを建設課に、第6号及び第7号を上下水道課の第1号及び第2号として振り分け、農林水産課の第5号、地積調査に関することを建設課の第6号とするものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載しておりませんが、第1項で施行期日を平成28年4月1日としております。

次に、新旧対照表の最後に記載をしておりますが、附則第2項において、羽幌町水道事業の設置等に関する条例の一部改正を行い、第3条第2項に規定する水道事業の所管課を建設水道課から上下水道課に改めるものであります。

以上が改正の内容の説明でございます。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第9号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 前年に引き続き、課の細分化という、そういう条例提案と受けとめるのですけれども、1つお聞きしたいことがございます。前年大規模な課の細分化を提案して1年間経過したわけですけれども、ただいまきめ細やかなとか、それから組織としての、ちょっと文言は正確に再度言えませんが、風通しのいい事務事業の流れというようなことを目指してという意味合いの細分化というふうな受け取ったの

ですけれども、1年間やられてきて、その点についてどうだったかという評価、これを今日は町長が欠席でございますので、副町長のほうからでもご答弁いただければと思います。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今年の機構改編におきましては、産業課を農林水産課と商工観光課というふうに分けました。その結果、今まで産業課という大課制の中で担当課長が目配りをしていましたのですけれども、かなり間口が広いということもありまして、そういう意味では今回の改編、今年の改編でかなり目が届くといえますか、責任を持った指導体制が構築できたというふうに評価をしているところであります。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今副町長のほうからプラス面のお話がありました。私も一昨年までの体制というのは、非常に幹部職員になればなるほど業務が幅広くて負担も大きく、果たしてこれでスムーズに事務事業が流れていると言えるのかなということも確かにあって細分化になったわけですが、細分化することによる一つの心配な面としてそれだけの人材とか、職員の体制の数なんかも必要になってくるわけで、研修とかそういった面にもぜひ今後力を注がれて、人材育成に尽力していただきたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かにご指摘のとおり、職員の研修につきましては今後も随時行っていきたいというふうに考えておりますし、自己のレベルアップのためにそのような研修の機会を設けて努めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 具体的に言いますと、今地方創生ということで羽幌も我が町に雇用を創出し、現役世代をいかにして残し、そしてできればふやそうかという、そういうことをやっている最中でございます。それだけに職員のレベルアップというものも求められるわけで、ぜひともその辺、政策形成能力というものを十分発揮できるような体制づくりを心がけていただきたいというふうに思います。再度お答え願います。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ご指摘のとおり、職員研修につきましてはできる範囲で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第10号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第10号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に規定する事務に加え、本町独自の個人番号利用事務について定めるため、改正しようとするものであります。

それでは、改正内容の説明を申し上げますので、お配りをしております新旧対照表をごらんください。左側に現行条文、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いてございます。

1 ページ目、第4条ですが、現行の第1項及び第2項をそれぞれ第3項及び第4項に繰り下げるとともに文言の修正をし、新たな第1項及び第2項を加えるものであります。

新たな第1項では、番号法第9条第2項の規定による条例で定める事務として羽幌町が独自利用する事務を規定するものであります。

第2項では、独自利用事務及び法定事務の一部であって、庁内連携によって取り扱う特定個人情報を規定するものであります。

次に、第5条ですが、本条例の施行に関して必要な事項は規則で定める旨の委任規定を加えるものであります。

次に、2 ページから3 ページ目にかけての別表第1ですが、先ほど第4条第1項の説明で述べました本町が行う独自利用事務を規定するため加えるものでありまして、乳幼児等医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の給付等に関する事務、単独住宅及び町営住宅等駐車場の管理に関する事務、介護保険サービス利用者負担額軽減

に関する事務を規定しております。

次の別表第2につきましては、10ページまで記載をしておりますが、第4条第2項の説明で述べましたとおり、各事務において取り扱う特定個人情報を規定しております。詳細につきましてはごらんをいただき、説明にかえさせていただきます。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第11号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第11号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布により、地方税法の一部が改正され、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。羽幌町固定資産評価審査委員会条例（昭和26年羽幌町条例第33号）の一部を

次のように改正する。

改正の要点は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている羽幌町固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存、その他審査に関する必要な事項を条例で定める必要があるため、改正しようとするものでございます。

別途お配りしております新旧対照をごらんいただき願います。左側が現行の条例、右側が改正後の条例内容となっております。アンダーラインが改正箇所でございますので、その内容についてご説明いたします。

第4条では、審査申立書の記載事項を明記しており、第1号では住所の後に「又は居所」を加え、第2号として新たに「審査の申出に係る処分の内容」を追加するものでございます。

第3項においても住所の後に「又は居所」を加え、行政不服審査法施行令が改正されたことから、その根拠となる条項も改正したものでございます。

新たに第6項を設け、審査申し出人が資格を失った場合は書面で届け出る規定を設けました。

次のページでございます。第6条では、書面審理について弁明書の提出を求める規定が定められておりますが、第2項として新たに電子情報処理組織、いわゆるインターネットを使用して弁明することを認める規定でございます。

第3項は、委員会に弁明書の提出があった場合、審査申し出人に必要書類を送付する見直しでございます。

第5項では、審査申し出人から反論書が提出された場合、町長に送付する規定が新たに設けられております。

第10条では、新たな規定として書類を交付する際の手数料の納付について定めており、その額は別表で定められており、白黒印刷で1枚10円、カラーで20円となっております。

第2項では、電子処理組織を使用する場合の手数料を定めており、1枚10円としております。

3ページをお開き願います。第11条も新たな規定で手数料の減額及び免除を1件2,000円以内であることができる規定でございます。

第2項では、減免を受ける場合の書面提出、第3項では、審査申し出人が生活保護の扶助を受けている場合、書面により扶助を受けている証明書を提出することの規定でございます。

第13条では、委員会が審査決定する場合の決定書の作成について具体的な規定を設けたもので、第1号では主文、第2号事案の概要、次のページをお開き願います。3号、審査申し出人及び町長の主張の要旨、第4号、理由でございます。新たな条文が加わったことにより、第12条を第14条に、第13条を第15条に、第14条を第16条に

変更しております。

別表につきましては、先ほど説明した第10条関連の表となります。

以上で新旧対照表による説明は終わらせていただき、議案に戻ります。

改正条文につきましては、ただいま説明した内容で朗読は省略をさせていただきます。

附則、施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

適用区分につきましては、改正前の適用においては、なお従前の例により取り扱う旨の規定でございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明を申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公務員法の一部改正に伴い、級別職務分類表を市町村の条例で定めることとされたため、改正しようとするものであります。

職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならないという職務級原則の観点から、給料表の等級の基準となる職務内容を示した級別職務分類表を町の規則に定め適用しているところではありますが、今般その職務級原則の徹底を図るとした地方公務員法の改正により級別職務分類表を市町村の条例で定めるよう義務化されたことから、

本条例に当該分類表を加えるものであります。

また、本則の中で当該分類表を規則で定める旨の規定がありますことから、これについても改正し、あわせて関係条文の補正を行うものであります。

なお、追加をいたします級別職務分類表は、現在規則に定めているものをそのまま条例に加えるものであり、内容については変更がない旨申し添えます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、別に規則で定める」を「、別表第3のとおりとする」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第15条の2関係）」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第3条関係）

級別職務分類表、分類表につきましては、ごらんをいただきまして内容は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第13号 羽幌町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） ただいま上程されました議案第13号 羽幌町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律の施行及び平成28年度与党税制改正大綱における個人番号利用手続の一部見直しに伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例（昭和32年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、徴収猶予関連についての改正とマイナンバー関連での改正となりますが、まず資料の訂正についてお願い申し上げます。別途配付しております資料の新旧対照表をごらん願います。タイトルの訂正でございませう。羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例となっておりますが、これを羽幌町税条例の一部を改正する条例に改めてください。羽幌町税条例の一部を改正する条例でございませう。訂正しておわび申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。別紙として配付しております。羽幌町税条例の一部改正についてをごらん願います。1枚物で両面印刷した資料でございませう。

羽幌町税条例の一部改正について。

猶予制度の見直し。

1、改正の趣旨。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図る観点から、国税の猶予制度の見直しが行われ、地方税の猶予制度についても平成27年度税制改正において地方税法が改正され、平成28年4月1日施行となっております。

改正内容は、地方分権を推進する観点から、徴収の猶予の一部について条例で定める仕組みとされたことから、羽幌町税条例に規定を追加するものでございませう。

まず、説明の前に国の地方税法に関する内容について若干説明をいたします。

2、猶予制度とは。

（1）、徴収の猶予（地方税法第15条）。

災害で財産に被害を受けたり、事業廃止等があった場合、町税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間、徴収の猶予が認められる場合があります。

（2）、換価の猶予（地方税法第15条の5）。

納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時に納付することにより、事業の継

続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

以上が地方税法関連であります。

3番で改正の主な内容についてご説明いたします。

(1)、徴収猶予に係る徴収金の分割納付等(第8条)関連です。

猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させることとし、その内容について通知することとしております。

(2)、徴収猶予申請書における申請手続(第9条第1項)。

申請書に定める事項は、次のとおりとしております。

- ①、一時に納付することができない事情。
- ②、町に納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額。
- ③、猶予を受けようとする金額、期間。
- ④、分割納付する金額及び納付期限。
- ⑤、担保の種類や数量、価額、所在など。猶予金額が100万円を超え、猶予期間が3カ月を超える場合は担保が必要となります。

裏面に行きます。(3)、徴収猶予申請書に添付する書類(第9条第2項～第4項)。

- ①、猶予を受けようとする事実を証明する書類(被災証明等)。
- ②、財産目録その他の資産及び負債状況を明らかにする書類。
- ③、猶予する前の1年間の収支実績や今後の、これは支出見込み書類でございます。

訂正をお願いいたします。支見ではなくて、支出見込みでございます。

- ④、担保の提供に関し必要となる書類(抵当権設定書類等)。

(4)、徴収猶予期間の延長申請手続(第9条第5項、第6項)。

- ①、延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額。
- ②、延長を受けようとする理由や期間、金額及び納付期限等。

(5)、徴収猶予申請書の訂正期限(第9条第7項)。

申請書の不備による訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とする。

(6)、徴収猶予の取り消し事由の追加(第10条)。

猶予した町税以外に町の徴収金を滞納したとき。

(7)、職権による換価の猶予の手続(第11条)。

町長が猶予した分割納付によることができないやむを得ない事情があると認める場合は、随時の納付とすることができる。

(8)、申請による換価の猶予の申請手続(第12条)。

町長は、滞納者が町税を一時に納付することができないと認める場合において、その者が町税の納付について誠実な意思を有すると認められるときは、町税の納期限から6カ月以内にされた申請に基づき1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価を猶予することができることとしました。

猶予した町税以外の町の徴収金で滞納がある場合は、適用しないこととし、手続については徴収の猶予と同様としております。

(9)、担保を徴収する必要がない場合(第13条)。

徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予で、金額が100万円以下で期間が3カ月以内の場合は、担保不要としております。

マイナンバー制度の見直し関連でございます。第23条、第51条、第139条の3関連でございます。

納税義務者からの申請手続で個人番号または法人番号の記載を求める際、本人負担を軽減するため、国税と同様に個人番号の記載を不要としております。

施行期日、平成28年4月1日。

経過措置、改正前の適用については、なお従前の例により取り扱う旨の規定でございます。

改正条文につきましては、ただいま説明した内容をもちまして朗読は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第13号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 羽幌町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(森 淳君) 日程第12、議案第14号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第14号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由であります。寄附金の使途として将来のまちづくりの重点施策を明示することで、本町を応援してくださる寄附者のさらなる確保を図るため、改正を行うものであります。

内容については、別に配付しております新旧対照表をごらんになりながらお聞きいただきたいと思っております。

まちづくり応援寄附金につきましては、生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域などに対する気持ちを寄附としてあらわす制度であり、本町ではいただいた寄附金を財源とする社会的投資を具体化する事業として本条例第2条で規定しておりますが、今後は本町の重点的または幅広い事業へ寄附金を活用することができるよう対象事業を改めるものでございます。

それでは、改正文を読み上げます。羽幌町まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例。

羽幌町まちづくり応援寄附条例の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

第1号、天売島・焼尻島の振興のための事業。

第2号、未来を担う子どもたちのための事業。

第3号、地域産業の活性化のための事業。

第4号、その他まちづくりのための事業。

附則、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、この条例の施行の際現に改正前の羽幌町まちづくり応援寄附条例第2条各号に規定する事業に指定された寄附金については、なお従前の例による。

これは、本条例改正までに既に改正前の事業区分に寄附されました寄附金は、改正前の事業区分に寄附金を充てることとする旨の規定を経過措置として設けたものでございます。

以上であります。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第14号について質疑を行います。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 数値的な部分を質問したいのですが、改正する前というか、まだ改正していないわけですから、現状ということですね。6つの項目ありますが、それぞれ何件ずつの寄附行為が最近あったのか教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） 件数ではないのですが、全体の寄附額に対する金額としての割合として述べさせていただきます。

まず、全体で2月末現在で6,800万ほどの寄附をいただいているのですが、一番多かったのがこの6つではなくて指定をしてこなかった方が一番多い状況で36.8%

になっております。その次は、多いのが4番の子供たちの健全な事業に対しまして、これは25.7%の寄附をいただいております。次に多いのが天売島の海鳥保護という点で10.5%、続きまして焼尻島が9.8%、次が6番のその他という部分が8.1%、続きまして環境福祉が7.8%、歴史文化が1.8%というふうになっております。内容につきましては以上なのですけれども、先ほど申し上げました指定なしと6番のその他という部分で羽幌町のためにと全体的な部分の意思表示という部分については全体の45%ほどの結果となっております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） わかりました。件数も知りたい部分あったのですが、今手元にないということで、それはわかりました。

私心配したのは、幅広く使えるように今回こういう項目にしたというお話だったのですけれども、これは受け取る側の都合なのではないのかなという思いでした。寄附する側は、より具体的な思いを持って、このことに寄附をしたいという方もいるのではないかな。もしそうだとすると寄附しにくくなったり、あるいは寄附を途中でやめようというふうにな心が変わってしまったりとか、そういうことにはならないだろうかという心配なのですが、その点はどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） 例えば天売島であれば現在の規定でありますと、海鳥保護ですとか特定した内容になっておりますが、中には天売島という部分で海鳥保護以外の部分の振興を期待されている方も結構いらっしゃいますので、そういう意味から例えば今回改める第1号については離島の振興という幅広い応援をいただければという思いからこういう改定をさせていただいたところでございます。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 羽幌町まちづくり応援寄付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第15号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） ただいま上程されました議案第15号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させていただきます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、奨学資金の貸付対象者を拡充し、経済的な支援を必要とする向学心に富む者への修学を奨励するとともに、あわせて規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町奨学基金条例（昭和48年羽幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

別に配付しております新旧対照表により内容を説明させていただきますので、新旧対照表のほうをごらん願います。表の左側が現行、右が改正後の案となっております。

現行、第3条第1号、第2号を改正後、第3条第1項、奨学資金は、次の各号に掲げる者に対して貸付けするものとする。

第1号、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、高等専門学校（4年生以上に限る。）又は専修学校の専門課程に属する学生。

第2号、前号に規定する学生に学資を主として支弁する者が、羽幌町に2年以上住所を有する者（これに準ずる者を含む。）に改正し、現行第3条第3号、第4号につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の定める選考基準の内容に含まれることから記載より削り、改正後、第3条第3号としまして独立行政法人日本学生支援機構の定める選考基準を満たす者を加える改正となっております。

以上をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項、この条例による改正後の第3条第1号に規定する専修学校の専門課程に属する学生で、平成28年6月末日までに貸し付けの申請をした者の貸付期間は、第5条第3号の規定にかかわらず、平成28年4月から最短終業年限の終期までとすることができる。

以上であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第15号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長(森 淳君) 日程第14、議案第16号 羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長(春日井征輝君) ただいま上程されました議案第16号 羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させていただきます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、東日本大震災により被災した生徒の道立高等学校入学者選抜への出願について(平成27年12月22日付け教高第1532号北海道教育庁学校教育局高校教育課長通知)に基づき、入学検定料等の減免に関し必要な事項を定める改正をしようとするものであります。

議案の下段部分をごらんください。羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例。

羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例(昭和30年羽幌町条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

別に配付しております新旧対照表により内容を説明させていただきますので、新旧対照表をごらん願います。

本改正におきましては、入学検定料等の免除といたしまして、第5条、入学者若しくは他の学校から転学を志願する者、入学者、又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害(教育長の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合は、当該入学若しくは転学を志願する者の入学検定料、当該入学者の入学料の全部又は一部を免除することができるを加える改正となっております。

以上をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第16号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（森 淳君） 日程第15、議案第17号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） ただいま上程されました議案第17号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させていただきます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、北海道羽幌高等学校生徒の通学費用の無償化を図るとともに、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

議案下段部分をごらんください。羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町スクールバス設置条例（平成2年羽幌町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別に配付しております新旧対照表により内容を説明させていただきますので、新旧対照表をごらん願います。

表の左側が現行、右側が改正後の案となっております。現行、第8条第1号を改正後第8条第1号、満6歳未満の幼児又は満6・9歳以上の者（町長が交付する無料乗車証を携帯する者）は免除するに改正し、改正後第2号に北海道羽幌高等学校に在学し、通学のためにバスを利用する者（町長が交付する無料乗車証を携帯する者）は免除するを加え、現行第2号を改正後第3号に、現行第3号を改正後第4号とするものであります。

なお、議案に戻りまして、下段条文中下から2行目の左側に（3）という第3号の記

載がありますが、(2)、第2号となりますので、訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

以上の説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第17号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 羽幌町スクールバス設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（森 淳君） 日程第16、議案第18号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第18号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

改正の理由であります。児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令並びに建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、改正しようとするものであります。

家庭的保育事業の概要を申し上げますと、事業形態ごとに幼児の利用定員が設定され、家庭的保育所は5人以下、小規模保育所のうち分園に近いものをA型、ほかのものをB型として16人から19人以下、小規模保育所C型は16人以上10人以下、事業所内保育所は20人以上などに区分されております。

1点目は、家庭的保育事業等における保育士の配置基準算定において保育士、看護師

に加え、准看護師についても保育士とみなす職員基準の改正であります。

2点目は、設備基準の4階以上の階の避難設備を規定する箇所において防火設備に係る付室、これは煙を避難階段室まで侵入させない避難階段室の前室のことでありますが、付室の活用に関する設置基準及び条文表記の整理に関する改正であります。

次のページをごらんください。改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所に下線を引いて表示しております。

資料1枚目及び裏面の2枚目上段にかけ、小規模保育事業型A型の設備基準を第28条として、職員基準を第29条において、また2枚目下段、小規模保育事業型B型の職員基準を第31条において、3枚目、保育所型事業所内保育事業所の設備基準を第43条において、4枚目、保育所内保育事業所の保育所型及び小規模型の職員基準を第44条及び第47条においてそれぞれ明示しております。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条第7号イ及び第43条第8号イの改正規定は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第18号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（森 淳君） 日程第17、議案第19号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第19号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町医師研究資金等の貸与は、北海道が羽幌町内に設置する医療機関に勤務する医師の資質向上及び確保と医療の充実を図り、将来にわたる過疎地域の自立促進のため、平成23年1月より実施してきております。この制度は、医師確保が困難であった状況から地域医療を守るための支援、確保対策として始めており、研究資金の貸与に関する効果や北海道が地域枠で育成している医師が地域で勤務するなど、状況の変化が予測されることを考慮し、平成29年度をもって終了することとしておりました。医師確保がいまだ十分とは言えない現状と複数年を単位として研究資金の貸与を受ける医師が増加しており、一定の効果があると見込めることから、医師の確保体制、資質向上を継続して支援し、医療の充実を図っていくため条例の一部を改正し、現制度を延長しようとするものであります。

また、ただし書きで返還などに関する事項について、この条例が効力を失った後もその効力を有する旨を加えております。

羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例。

羽幌町医師研究資金等貸与条例（平成22年羽幌町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条から第12条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第19号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第22号

○議長（森 淳君） 日程第18、議案第21号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第22号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） それでは、議案第21号と22号につきまして関連がありますので、続けて説明をさせていただきます。

初めに、議案第21号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されたことに伴い、本条例についてもこれを規定するため改正しようとするものであります。

内容につきましては、介護保険法の改正により定員19人未満の小規模な通所介護、デイサービスについて指定が市町村権限となる地域密着型サービスに区分の見直しがされたため、指定基準を新たに加え、規定するものであります。

第3章の次に第3章の2として地域密着型通所介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準、指定療養通所介護の事業の基本方針、人員、設備、運営に関する基準の1章を加え、あわせて引用条例、条文及び文言の削除、修正を行っております。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条文の説明をいたします。別紙にて配付しております羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示しております。

初めに、目次ですが、第1章は総則、第2章から第3章は訪問系サービスを規定し、第4章からは通所・入居系サービスを規定していますことから、この間に第3章の2と

して地域密着型通所介護を追加しております。

次に、条文ですが、4ページからとなります。指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護について、第61条の2で第1節基本方針を、第61条の3、第61条の4で第2節人員に関する基準を、第61条の5で第3節設備に関する基準を、第61条の6から第61条の20で第4節運営に関する基準を規定しております。

次に、第1節から第4節までで規定したほか、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者であって、サービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要な者を対象とした指定療養通所介護について、第61条の21、第61条の22で第5節事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の第1款この節の趣旨及び基本方針を、第61条の23、第61条の24で第2款人員に関する基準を、第61条の25、第61条の26で第3款設備に関する基準を、第61条の27から第61条の38で第4款運営に関する基準を規定しております。これは、通知と同様の基準を規定しております。

第62条から第204条までの関係する条文につきましては、この改正に伴う文言の修正及び条文の削除、第3章と第4章の間に第3章の2を加えたことによる参照先及び準用するための読みかえの改正を行っております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第22号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部が改正されたことに伴い改正しようとするものであります。

内容につきましては、先ほど説明させていただきました指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、指定療養通所介護が加えられたことにより要支援者を対象とした介護予防サービスについても国の基準を見直すこととなったことによる改正となっており、国の基準に基づく定義の改正、条文の追加、削除などを行っております。

羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条文の説明をいたします。別紙にて配付しております新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、または改正箇所には下線を引いて表示しております。

第10条は、国の基準改正による事業所の利用定員に関する定義と引用法令の項が変更となったことにより修正しており、第40条は地域との連携や運営の透明性を確保する運営会議の設置など、新たに設けられた基準について規定する項を加えております。

第41条は、第40条第2項として加えた記録について整備するものとして規定しております。

第63条は、さきに追加しました第40条を準用することとするため、条項を削除しております。

第65条、第66条、第86条、第87条は、第63条を削除したことにより新たな準用先の追加及び準用のための読みかえを行う旨の改正となっております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第21号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第25号

○議長（森 淳君） 日程第20、議案第24号 羽幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第25号 羽幌町準用河川に関する料金徴収条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第24号及び第25号は関連がございますので、一括して提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 羽幌町普通河川管理条例の一部の改正についてご説明申し上げます。

羽幌町普通河川管理条例（平成12年羽幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

改正の理由でございますが、農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、羽幌町が管理する普通河川の農耕用敷地及び採草及び放牧用敷地の占用料単価の算出方法の改定を行うものです。

河川占用料の算出基礎としていた農地法の標準小作料制度が廃止となり、農業委員会が農地に関する借り賃等の動向、その他農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこととなりましたので、その借り賃の平均額を算出基礎とするものでございます。

変更の内容でございますが、別紙でお配りしております条例の新旧対照表をごらんください。表の左側が現行の条例で、右側が改正案でございます。下線を引いているところが変更する箇所でありまして、別表の2、敷地使用料の4番、農耕用敷地、5番、採草及び放牧用敷地の小作料の標準額を賃貸料の平均額に、農地法第二十四条の二第一項を農地法第52条に、市町村農業委員会を羽幌町農業委員会に改め、あわせて1番、鉾泉地の地方税法及び4番、農耕用敷地の農地法の法令番号が漢数字であった表記をアラビア数字に改めるものでございます。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第25号 羽幌町準用河川に関する料金徴収条例の一部の改正についてご説明申し上げます。

羽幌町準用河川に関する料金徴収条例（平成12年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

改正の理由でございますが、農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、羽幌町が管理する準用河川の農耕用敷地及び採草及び放牧用敷地の占用料単価の算出方法の改定を行うものです。

変更の内容でございますが、別紙でお配りしております条例の新旧対照表をごらんください。表の左側が現行の条例で、右側が改正案でございます。下線を引いているところが変更する箇所でありまして、別表の2、土地占用料の4番、農耕用敷地、5番、採草及び放牧用敷地の小作料の標準額を賃貸料の平均額に、農地法第24条の2第1項を農地法第52条に、市町村農業委員会を羽幌町農業委員会に改めるものでございます。

なお、改正文の朗読はただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上が議案第24号及び第25号についての説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第24号 羽幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 羽幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 羽幌町準用河川に関する料金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 羽幌町準用河川に関する料金徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ごらんのとおり、議会運営委員会を開くことになりましたので、議会運営委員会終了まで休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時28分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号

○議長(森 淳君) 日程第22、議案第28号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第28号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の策定について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

現在の過疎地域自立促進市町村計画は、平成27年度末をもって終了いたしますが、その策定根拠であります過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成24年の法改正により5年間延長され、平成33年3月31日となり、それに伴いまして新たに平成28年度から32年度まで5カ年の羽幌町過疎地域自立促進市町村計画を策定いたします

ことから、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、策定の理由とこれまでの手続の経過について述べさせていただきます。

本町は、昭和45年に過疎地域として指定されて以来、本日まで国庫補助金のかさ上げや過疎対策事業債の借り入れなどの財政支援を受けるため、本計画を策定してまいりましたが、今後におきましても本町の自立促進を図る上で継続した支援を受ける必要がありますことから、本計画を策定するものでございます。

手続の経過につきましては、これまで北海道が示した過疎地域自立促進方針や作成要領に基づき担当課との協議や調整を重ね、議会、総務産業常任委員会において説明し、ご意見をいただいておりますほか、町民の皆様などを対象といたしましたパブリックコメントを実施し、2月19日付で北海道との正式協議を終え、本日ご提案させていただいたところでございます。

それでは、お手元に配付しております計画書案に基づきご説明申し上げますが、内容が52ページに及びますことから、全文の朗読は省略させていただき、要点のみご説明いたしますことにご理解賜りたく存じます。

計画書をごらんください。表紙をめくっていただきまして目次であります。本計画は初めに基本的事項を述べた後、2から10までは項目ごとに地域の自立促進に向けた対策や計画等を述べております。

それでは、1ページ、ここから12ページまでは基本的な事項を述べておりますが、1ページ、(1)、概況として2ページにかけまして本町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要を、2ページから3ページにかけては過疎の状況といたしまして、人口等の動向、これまでの対策、課題と今後の見通し、社会経済的発展の方向の概要について述べております。

次に、4ページ、(2)、人口及び産業の推移と動向として人口の推移と動向、5ページから6ページにかけては産業の推移と動向につきまして国勢調査や住民基本台帳などに基づく人口の推移や見通しを述べております。

次に、7ページ、(3)、行財政の状況といたしまして、9ページまで行財政の状況、財政の状況、公共施設の整備状況について数字的データ等を踏まえ述べております。

次に、10ページから12ページまでの(4)、地域の自立促進の基本方針ですが、第6次羽幌町総合振興計画の基本目標であります「地域の自然が育む豊かなまち」、「誰もが居場所と生きがいをもって暮らせるまち」、「安心して魅力的な田舎暮らしができるまち」の3つを基本に本町の自立促進を図るものとしており、12ページの下段にあります(5)では本計画の計画期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としているものであります。

次に、13ページをごらんください。ここからは、作成要領に示された項目別に現況と問題点、その対策、計画を述べております。初めに、大きな2、産業の振興について21ページまで述べております。13ページでは、(1)現況と問題点として各産業別

計画的な下水道整備や排水路、道路側溝の整備促進、公営住宅等の計画的な整備などを掲げております。

33ページからは、その事業計画を登載しており、主な予定事業であります、(1)、水道施設として上水道施設整備事業など5事業、(2)、下水道処理施設として下水道建設事業など6事業、(3)、廃棄物処理施設として34ページにわたり一般廃棄物最終処分場閉鎖事業など4事業、(5)、消防施設として消防車両等整備事業など2事業、(6)、公営住宅として公営住宅改修事業など3事業、(7)、過疎地域自立促進特別事業として住宅改修促進助成事業など3事業、(8)、その他として空き家対策助成事業など4事業を登載しております。

次に、35ページをごらんください。大きな5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について39ページまで述べております。35ページから37ページまでは、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童・ひとり親の福祉、保健対策についての現況と問題点、その対策について述べております。

37ページの中段、その主な対策といたしましては、地域包括支援センターなどを中心とした介護予防・生きがい対策の推進、予防接種の促進による疾病予防などを掲げております。

38ページからは、その事業計画を登載しており、主な予定事業であります、(1)、高齢者福祉施設として高齢者支援センター整備事業など3事業、(9)、その他として39ページにわたり社会福祉協議会補助事業など17事業を掲げております。

次に、40ページをごらんください。大きな6、医療の確保について41ページまで述べておりますが、40ページでは現況と問題点とその対策を述べており、主な対策といたしまして道立羽幌病院の医師確保と固定化、救急患者輸送体制のさらなる確立などを掲げております。

41ページには、その事業計画を登載しており、予定事業といたしましては(3)、過疎地域自立促進特別事業として医師確保対策事業など2事業、(4)、その他として、妊産婦等支援対策事業を登載しております。

次に、42ページをごらんください。大きな7、教育の振興について47ページまで述べております。42ページから46ページまでは、学校教育、社会教育、スポーツ振興についての現況と問題点、その対策を述べております。

46ページ、その対策の主なものといたしまして、安心してゆとりある教育環境づくり、社会教育講座や体験学習の機会提供、住民の健康づくりや体力増進の振興などを掲げております。

47ページでは、その事業計画を登載しており、主な予定事業であります、(1)、学校教育関連施設として羽幌小学校改築事業など6事業、(5)、その他として私立幼稚園就園奨励事業など5事業を登載しております。

次に、48ページをごらんください。大きな8、地域文化の振興等について49ペー

ジまで述べております。48ページでは、現況と問題点とその対策を述べており、その主な対策といたしましては伝統文化や郷土芸能の保存継承のための活動の支援と後継者の育成、文化施設等の維持、整備などを掲げております。

49ページでは、その事業計画を登載しており、主な予定事業であります、(3)、その他として郷土芸能団体保存育成事業を掲げております。

次に、50ページをごらんください。大きな9、集落の整備について51ページまで述べております。50ページでは、現況と問題点とその対策を述べており、その主な対策といたしましてコミュニティ組織の強化などを掲げております。

51ページには、事業計画を登載しており、予定事業として(3)、その他で地域おこし協力隊事業を掲げております。

最後に、52ページをごらんください。大きな10、その他地域の自立促進に関し必要な事項について現況と問題点とその対策を述べており、主な対策といたしまして町の将来について積極的に考え、参加できる体制づくりの推進、人材の育成と確保などを掲げております。

なお、52ページの後ろには各分野で掲げております過疎地域自立促進特別事業を一覧として掲載しております。

以上、大変雑駁ではありますが、羽幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定に係る内容説明とさせていただきます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第28号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の策定については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第30号

○議長（森 淳君） 日程第23、議案第29号 羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更について、日程第24、議案第30号 し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約について、

以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） ただいま上程されました議案第29号 羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更並びに議案第30号 し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約の制定につきまして、提案理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由でございますが、現在当組合構成町村の苫前町、羽幌町、初山別村のし尿につきましては、当該組合の広域処理において処理いたしておりますが、当該施設の老朽化に伴い、新たなし尿処理方法につきまして組合構成町村及び組合で協議を重ねた結果、羽幌町の下水道終末処理場敷地内に前処理施設を建設し、下水道施設において処理する、通称ミックス事業により処理することとなったため、ミックス事業の供用開始に合わせ当組合の規約の変更と新たなミックス事業によるし尿及び浄化槽汚泥処理事務についての規約を制定しようとするものであります。

羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更は、し尿くみ取り処理並びにその他し尿に関する一切の事項に係る事務について、組合の共同処理する事務から除外し、除外する事務に係る規定を組合格約から削除するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定によりご提案申し上げます。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約の制定は、し尿及び浄化槽汚泥処理事務について苫前町及び初山別村からその事務の一部委託を受けるため、地方自治法第252条の14第1項の規定により規約を定め、苫前町及び初山別村のし尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託を羽幌町が受けることについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、協議により規約を制定しようとするものであります。

まず最初に、羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更の内容についてご説明申し上げます。

規約の変更の主な内容につきましては、規約第3条、組合の共同処理する事務の規定からし尿に関する事務を削るため字句等を整理したことにより同条の全部を改めるものでございます。

改正条文をごらん願います。羽幌町外2町村衛生施設組合格約の一部を変更する規約。

羽幌町外2町村衛生施設組合格約（昭和43年4月16日地方第648号指令）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条、この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

(1)、一般廃棄物処理施設（し尿を除く。）の設置及び管理運営に関する事務。

(2)、火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務。

附則、第1項、この規約は、平成28年4月1日から施行する。

なお、第2項以下の経過措置等につきましては、ミックス事業供用開始前までに広域し尿処理施設に搬入されたし尿を規約変更後におきましても当該組合で処理するために規定するものでございます。

次に、し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約の制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条では、委託事務の範囲を収集及び運搬に関する事務を除くものとしており、苫前町、初山別村（以下「委託者」という。）は、その事務を羽幌町に委託し、羽幌町がこれを受託する旨規定しております。

第2条では、委託事務の管理及び執行については、羽幌町の条例等の定めによる旨規定をしております。

第3条では、委託事務を施設の処理能力、日量14.3キロリットルの範囲で行う旨規定をしております。

第4条では、し尿前処理施設へのし尿及び浄化槽汚泥の搬入制限について規定をしております。

第5条では、委託者の委託事務に係る経費の負担方法について規定をしております。

第6条では、委託事務の歳入歳出については、羽幌町の歳入歳出予算において計上する旨規定をしております。

第7条では、各年度で委託事務に要する経費に過不足が生じた場合につきましては、翌年度で精算する旨規定をしております。

第8条では、施設の大規模改修等が生じた場合は、委託者は応分の負担をする旨規定をしております。

第9条では、委託事務の管理及び執行について必要に応じ連絡会議を開く旨規定をしております。

第10条では、委託事務について適用される羽幌町の条例等の改正等をしようとする場合は、あらかじめ委託者の長と協議をする旨規定をしております。

第11条では、委託事務について適用される羽幌町の条例等の改正等をした場合は、羽幌町長は直ちにこれを委託者の長に通知することと規定をしております。

第12条では、この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、羽幌町長及び委託者の長が協議して定める旨規定をしております。

附則、第1項、この規約は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、委託事務の全部もしくは一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、羽幌町長がこれを決算す

る。この場合、決算に伴って生じる余剰金は、速やかに委託者に還付しなければならない。

以上をもちまして、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

なお、条文の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきますと存じます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第29号 羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町外2町村衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び羽幌町外2町村衛生施設組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 し尿及び浄化槽汚泥処理事務の一部委託に関する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第36号

○議長（森 淳君） 日程第25、議案第31号 平成27年度羽幌町一般会計補正

予算（第12号）、日程第26、議案第32号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第27、議案第33号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議案第34号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第29、議案第35号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議案第36号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 本来ですと町長が提案説明すべきところですが、インフルエンザにより欠席しておりますので、副町長の江良が提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,360万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,708万9,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出においてその主なものを申し上げます。2款総務費、一般管理費において電算システム改修委託料2,973万3,000円の補正は、マイナンバー制度の運用開始により情報セキュリティ対策の抜本的強化が必要となることから、既存ネットワーク機器類の更新と端末の利用制限のソフトウェア導入を行うものでございます。財源につきましては、国庫補助基準額1,120万円の2分の1となる560万円を国庫補助金で賄い、同額を補正予算債で充当し、残額の1,853万3,000円を一般財源で賄いますが、起債の補填率50%となっております。

同じく企画費において、まちづくり応援基金積立金8,368万3,000円の補正は、寄附金収入の積み立てに伴うものでございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において障害福祉サービス扶助費1,590万1,000円の増額は、障害者自立支援事業に伴うサービス利用者増と子供発達支援事業に伴うサービス利用者増によるものでございます。また、自立支援医療費の更生医療497万円の減額は、障害者を対象とした医療費扶助が減少しているものでございます。療養介護医療費95万2,000円の増加は、病院等での長期入院患者や重症心身障害者の医療費増加に伴うものでございます。財源につきましては、国が2分の1、道及び町が4分の1の負担となっております。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税において普通地方交付税7,793万6,000円の補正は、普通地方交付税の交付額決定による増額でございます。

16款財産収入において町有地売払収入616万1,000円の補正は、住宅用地として売り払いした町有地2区画分の売払収入でございます。

18款繰入金において財政調整基金繰入金9,529万3,000円と減債基金繰入

金1億円の減額は、収支見込みから減額するものでございます。

次に、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業の確定による減額及び増額などがございます。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,447万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,120万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で7款共同事業拠出金において高額医療費共同事業医療費拠出金102万5,000円の増額と保険財政共同安定化事業拠出金321万4,000円の減額は、拠出金の確定に伴う補正でございます。

8款保健事業費において特定健康診査等委託料90万1,000円の減額と特定健康診査情報提供委託料91万円の減額は、見込み件数の減少に伴うものでございます。

9款諸支出金において療養給付費等負担金返還金1,774万9,000円の増額と特定健康診査・保健指導負担金精算還付金72万8,000円の増額は、事業の確定に伴う返還金及び還付金でございます。

歳入においては、ただいま説明しました各事業の確定に伴う減額及び増額が主なものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ71万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,748万6,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において療養給付費負担金71万4,000円の増額は、負担金確定に伴うものでございます。

歳入は、歳出に伴う保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,290万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,718万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で2款保険給付費において介護サービス等給付費8,000万円の減額は、施設介護サービス費の減少が主なものであり、歳入につきましては保険給付費の減額分に応じた国や道負担金、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明を申し上げます。歳出で2款事業費において介護相談員報酬230万円の減額は、嘱託職員の中途退職に伴う減額でございます。

同じく居宅介護支援事業委託料60万円の減額は、ケアプラン作成委託件数の減少に伴うものでございます。

歳入につきましては、歳出の減額分に応じた一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,200万円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款事業費、下水道建設費において実施設計委託料550万円の減額は、予定事業量の減少によるものでございます。

同じく公共下水道整備工事請負費3,250万円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額に伴うものでございます。

同じく水道管移設補償費200万円の減額は、補償工事の減少によるものでございます。

歳入につきましては、それぞれの事業で予定していた交付金や一般会計繰入金及び事業債を減額するものでございます。

次に、港湾上屋事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。港湾上屋事業特別会計につきましては財源更正であり、予算総額に変更はありません。財源更正をいたします内容は、歳入で2款道支出金、港湾管理費道補助金において地域づくり総合交付金が260万減額決定となったことから同額を一般会計繰入金で賄うものでございます。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明申し上げます。

初めに、補正予算書の差しかえをさせていただいたことについておわび申し上げ、その内容をご説明いたします。

議案集（別冊）の一般会計4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正で4款衛生費、清掃費において産業廃棄物埋立処理場適正化事業432万円の補正は、旧羽幌産業廃棄物埋立処分場の不法状態是正に向けての新たな処分場の認可申請業務が農用地の除外手続関連で年度内での業務完了ができない見込みから繰越明許するものでございます。この部分が漏れていたことによる差しかえであり、大変申しわけありませんでした。他の4件は、いずれも国の補正予算関連事業で繰越明許するものでございます。

それでは、一般会計の補正について説明いたします。一般会計、23ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において選挙人名簿システム整備事業負担金30万3,000円の増額は、公職選挙法の改正によるシステム改修費用で、電算共同化推進協議会の負担金でございます。財源は、国庫補助金として2分の1が交付されます。

24ページをお開き願います。同じく文書広報費において印刷製本費10万9,000円の増額は、ふるさと納税寄附者に送付している広報はぼろの増刷に伴うものでござ

います。

同じく財産管理費において町有施設解体業務委託料531万5,000円の減額は、事業及び入札の執行残でございます。財政調整基金積立金（臨時分）3,709万6,000円の補正は、地方財政法に基づき平成26年度決算剰余金の2分の1を基金に積み立てるものでございます。

企画費において地域おこし協力隊員報酬480万円の減額は、新規採用予定者の不採用による執行残の減額でございます。次の特別旅費90万円、消耗品費20万円、研修負担金20万円は、いずれも地域おこし協力隊員の予算となります。国際交流事業補助金25万円の減額は、事業不実行による執行残の減額でございます。環境配慮型設備等導入促進事業費補助金140万円の減額は、エコアイランド構想による補助申請見込みがないことから減額するものでございます。まちづくり事業基金積立金5万円の増額は、寄附金収入を基金に積み立てるものでございます。

26ページをお開き願います。自治振興費において地方バス路線維持費補助金203万4,000円の減額と離島航路事業運営補助金296万3,000円の減額は、補助対象経費が当初見込みよりも下回ることによる減額でございます。地方バス路線車両購入費補助金19万5,000円の減額は、補助対象経費の減額によるものでございます。離島航路利用促進事業補助金150万3,000円の減額は、運賃割引事業により利用が促進され、補助が不要となったため減額するものでございます。

交通安全対策費において交通指導員報酬50万4,000円の減額は、交通安全指導員出動経費の執行残に伴う減額でございます。

27ページの戸籍住民基本台帳費において通知カード・個人番号カード事務委任事業交付金128万3,000円の増額は、今年度から開始予定している社会保障・税番号制度の通知カード及び個人カードの作成枚数実績による交付金が増額となったことによるものでございます。

28ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において年金生活者等支援臨時福祉給付金システム改修委託料35万7,000円の増額は、給付金の開始となる4月に向け給付事務に必要となるシステム改修委託料でございます。臨時福祉給付金127万8,000円の減額は、対象者の見込み減により執行残を減額するもので、歳入については同額国庫補助金を減額するものでございます。地域福祉基金積立金22万9,000円の増額は、福祉目的の寄附金を積み立てるものでございます。国民健康保険事業特別会計繰出金802万5,000円の増額は、保険料軽減分を補填する保険基盤安定負担金の増額が主なものでございます。

29ページの国民年金事務取扱費において国民年金システム整備事業負担金36万6,000円の増額は、国民年金法の改正に伴う国民年金システムの改修費用で電算共同化推進協議会の負担金でございます。財源は、国庫補助金として10分の10が交付されます。

介護福祉費においてデイサービスセンター温水ボイラー取りかえ等工事請負費63万8,000円の減額は、入札執行残に伴うものでございます。老人福祉施設措置費382万4,000円の減額は、措置対象者の減少によるものでございます。介護保険事業特別会計繰出金1,290万円の減額は、介護相談員報酬減額や介護サービス等給付費の減少によるものでございます。

30ページをお開き願います。後期高齢者医療費において療養給付費負担金512万円の減額は、後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う負担金の減額でございます。次の後期高齢者医療特別会計繰出金71万4,000円の減額は、保険料軽減分を補填する保険基盤安定拠出金の減額に伴うものでございます。

31ページの常設保育所費において臨時保育士賃金631万1,000円の減額と賄い材料費149万円の減額は、園児の減少に伴う減額でございます。次の広域入所委託料71万7,000円の減額は、該当者がいないことから執行残を減額するものでございます。

32ページをお開き願います。児童措置費において児童遊園地遊具購入費140万4,000円の減額は、町内の遊園地のあり方について協議することとし、執行残を減額するものでございます。扶助費全体で712万5,000円の減額は、それぞれの事業完了による執行残を減額するものでございます。

33ページの4款衛生費、保健衛生費において特別旅費33万8,000円の減額と町医療対策協議会負担金120万円、医師確保PR事業補助金120万円の減額は、執行残を減額するものでございます。医師研究資金等貸付金575万円の減額と助産師看護師修学資金貸付金180万円の減額は、貸付金の確定に伴う減額でございます。助産師看護師修学基金積立金60万円の増額は、貸付金の返還に伴う積み立てでございます。

34ページをお開き願います。健康センター運営費においてがん検診委託料293万7,000円の減額と予防接種委託料710万円の減額、妊婦・乳幼児健康診査扶助費117万9,000円の減額は、事業完了による執行残を減額するものでございます。保健事業等国庫補助金返還金1万4,000円の増額は、がん検診推進事業の国庫補助金精算に伴う返還金でございます。

同じく環境衛生費において天売火葬場管理人報酬38万8,000円の減額は、管理人不在によるものでございます。合併処理浄化槽設置事業補助金126万3,000円の減額は、浄化槽整備見込み件数が当初見込みを下回ったことから執行残を減額するものでございます。

35ページのじんかい処理費においてごみ収集車購入費332万3,000円の減額は、入札執行残による減額でございます。羽幌町外2町村衛生施設組合負担金2,726万8,000円の減額は、入札の執行残や維持管理費の減少による歳出減と前年度繰越金の歳入増加に伴い構成市町村負担金が減額となったものでございます。

36ページをお開き願います。6款農林水産業費、畜産業費において畜産担い手育成

総合整備事業委託料 89万4,000円の増額と農地費において農地整備事業負担金 93万1,000円の増額は、国の平成27年度補正予算において本事業に係る経費の追加配当があったことから、平成28年度以降に予算措置する予定であった事業費の一部を繰り上げ、平成27年度予算にて措置しようとするものでございます。

同じく野生動物対策費において天売海鳥保護対策業務委託料 50万円の減額は、野良猫の順化業務を動物病院へ委託予定でしたが、他の順化方法により実施し、執行見込みがないことから減額するものでございます。

37ページの7款商工費、観光費において財源更正は島の魅力発信事業の離島活性化交付金が減額決定となったことに伴い、国庫補助金から一般財源に26万2,000円財源更正するものでございます。

38ページをお開き願います。8款土木費、道路維持費において除雪機械等購入費 3,120万6,000円の減額は、予算措置した除雪車両2台のうち交付金決定が1台のため減額するものでございます。

39ページの港湾管理費において港湾上屋事業特別会計繰出金 260万円の増額は、地域づくり総合交付金の減額決定に伴う事業費分の繰出金でございます。

同じく港湾建設費において国直轄港湾整備事業負担金 1,610万円の減額は、国の予算関連に伴う減額でございます。

40ページをお開き願います。都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金 1,008万円の減額は、特別会計の事業費の減額に伴う繰出金の減額でございます。

41ページの在宅管理費において、公営住宅解体業務委託料 241万4,000円の減額は、入札執行残によるものでございます。

同じく住宅建設費において公営住宅建設工事請負費 3,427万8,000円の減額は、国の交付金の減額決定に伴い建設棟数を減少したことによるものでございます。

42ページをお開き願います。9款消防費において北留萌消防組合負担金 324万4,000円の減額は、前年度繰越金の増額等に伴う負担金の減額や小型動力ポンプつき積載車購入費の減額などでございます。

同じく災害対策費において財源更正は、離島ヘリポート取り付け道路舗装事業の離島活性化交付金が減額決定となったことに伴い国庫補助金から一般財源に106万4,000円財源更正するものでございます。

43ページの10款教育費、小学校費において燃料費 208万3,000円の減額は、燃料単価の減に伴う施設管理用燃料費の減額でございます。

同じく教育振興費において要保護・準要保護児童学用品就学援助費 91万1,000円の減額と準要保護児童給食扶助費 77万1,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

44ページをお開き願います。中学校費において燃料費 343万円の減額は、燃料単価の減に伴う施設管理用燃料費の減額でございます。中体連参加補助金 195万2,0

000円の減額は、補助金確定に伴う執行残の減額でございます。

教育振興費において要保護・準要保護生徒学用品就学援助費83万9,000円の減額と高度僻地修学旅行援助費30万6,000円の減額、準要保護生徒給食扶助費55万3,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

45ページの高等学校費の教育振興費において修繕料70万円の減額は、地域おこし協力隊員の住宅について修繕の執行見込みがないことから減額するものでございます。高等学校生徒下宿通学費等補助金60万7,000円の減額は、天売島外からの入学者がなかったことによる減額でございます。

社会教育費において図書室司書嘱託報酬216万円の減額は、正職員配置による減額でございます。文化事業開催補助金148万9,000円の減額は、チケット販売収入の増加に伴う補助金の減額でございます。

46ページをお開き願います。学校給食費において給食センター整備工事請負費260万3,000円の減額は、設備工事の入札執行残に伴う減額でございます。

47ページの12款公債費において財源更正は、歳入及び歳出の状況から減債基金を1億円減額し、一般財源を増額する財源更正でございます。

次の48ページ、49ページにつきましては、給与費明細書の状況でございます。ごらんいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては副町長からの提案理由説明をもって私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
○議長（森 淳君） お諮りします。

審査の方法については、各会計ごと歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第31号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）について歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成27年度羽幌町一般会計補正予算(第12号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号、議案第20号、議案第23号、議案第26号～議案第27号、
議案第37号～議案第44号

○議長（森 淳君） 日程第31、議案第6号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例、日程第32、議案第20号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第33 議案第23号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第34、議案第26号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第35、議案第27号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第36、議案第37号 平成28年度羽幌町一般会計予算、日程第37、議案第38号 平成28年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第38、議案第39号 平成28年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第39、議案第40号 平成28年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第40、議案第41号 平成28年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第41、議案第42号 平成28年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第42、議案第43号 平成28年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第43、議案第44号 平成28年度羽幌町水道事業会計予算、以上13件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めることとします。

日程第31、議案第6号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由であります。本町における農林漁業の六次産業化の促進のため、六次産業化に取り組む者に対し、その事業活動に必要な助成を行うことにより、農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善並びに雇用の拡大を図るため、制定しようとするものであります。

それでは、制定をいたします条例の内容を説明させていただきますので、次のページをお開き願います。

羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例。

初めに、第1条、目的であります。この条例は農林漁業の六次産業化の実施を支援

するための措置を講ずることにより、本町の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図ることで経済社会の活力の向上に寄与することを目的としております。

第2条、定義であります。用語の意義を定めており、農林漁業者や中小企業者などの定義を規定しているものであります。

第3条は、助成対象者について規定をしており、農林漁業者または農林漁業者と連携して事業活動を行う中小企業者が助成対象者となっております。

第4条、補助金の交付等についてであります。補助金の対象となる事業区分や補助金の限度額などを規定しているものであります。6次産業化に関する事業計画について国の認定を受けた助成対象者につきましては補助率をかき上げる旨規定しております。なお、詳細につきましては最終ページの別表で定めております。

第5条、他の条例との調整であります。同一事業に対しまして、関連のある企業振興促進条例に規定する補助金と重複して申請できない旨を規定しております。

第6条、補助金交付の承継を定めたものであり、相続や合併などにより事業を承継する者に対し、補助金交付を行う旨の規定となっております。

第7条は財産処分の制限を、第8条は補助事業者等に対して報告を求めることや実地調査を行うことができる旨を規定しております。

第9条は補助金の取り消し規定、第10条は助成対象者に対し、事業実施に必要な指導及び助言を行うことができる旨を規定しております。

第11条は、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める旨の委任規定となっております。

以上が本条例の内容でありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第32、議案第20号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいま上程されました議案第20号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、被保険者が要介護状態等となることを予防するため、保健福祉事業の新規事業として機能維持・向上事業を位置づけ実施するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

事業の具体的な内容といたしましては、介護保険法で定める第1号被保険者である6

5歳以上の高齢者に町内循環バスほっと号の無料乗車券を交付し、通院や買い物などの外出機会を広げ、社会参加の機会促進を図ること、また羽幌町総合体育館を利用し、それぞれのライフスタイルに合わせ、自分のペースで運動できる機会を提供することにより、運動や認知の機能を維持し、介護予防の一助としようとするものであります。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例（平成12年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別紙にて配付しております羽幌町介護保険条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いて表示をしております。

新規事業を加える形の改正を行っております。

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

羽幌町は、被保険者が要介護状態等となることを予防するために次に掲げる事業を行う。

（1）、機能維持・向上事業。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第33、議案第23号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、大平良治君。

○商工観光課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第23号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案理由であります。企業等に対する支援策を拡充し、町内事業者の新たな取り組みに対し助成を行うことにより、地域経済の活性化を推進するため、改正しようとするものであります。

主な改正点といたしましては、農林漁業者と連携して事業活動を行う中小企業者等に対する助成制度の拡充となっております。

次のページをお開き願います。羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

羽幌町企業振興促進条例（平成26年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、お配りした新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表は、左に現行条例を、右に改正案を記載しており、改正箇所には下線を引いて表示をしております。

初めに、第2条に第13号を加えます。これは、6次産業化に関連する事業計画について国の認定を受けた中小企業者等を法認定者として規定するものであります。

次に、第5条につきましては、助成内容等の一部変更となっております。まず、第1項につきましては、指定事業者が法認定者の場合補助率を100分の50とするものがあります。また、補助金の限度額を規定しておりますただし書きにつきましては、新たな項で規定するため削っております。

続いて、これまでの第2項を第4項とし、新たに第2項と第3項を加えております。新たな第2項の内容は、指定事業者が補助対象事業について国などから補助金等の交付を受ける場合の補助金額について規定しており、第3項につきましては補助金の限度額を規定しております。

また、これまでの第2項が第4項となったため、条文中の前項を第1項に改めております。

次に、第8条第3項につきましては、創業者に対する家賃補助に関しまして、離島地区において補助率を2分の1とするものであります。

次に、第9条につきましては、先ほどの第5条と同様、助成内容の一部変更となっております。

まず、第2項につきましては、補助対象者が法認定者の場合補助率を2分の1とするものであります。また、補助金の限度額を規定しておりますただし書きにつきましては、新たな項で規定するため削っております。

第3項につきましても、第2項と同様に法認定者の場合の補助率の変更並びに補助金の限度額を規定しているただし書きを削っております。

続いて、この条に新たに第4項と第5項を加えております。第4項の内容は補助対象者が補助対象事業について国などから補助金等の交付を受ける場合の補助金額について規定しており、第5項につきましては補助金の限度額を規定しております。

次に、これまでの第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、最終が第16条となります。

次に、第5章に新たな第12条として他の条例との調整について定めております。内容といたしましては、同一事業に対しまして先ほど提案させていただきました羽幌町農林漁業の六次産業化の促進に関する条例に規定する補助金と重複して申請できない旨を規定しております。

以上が本改正条例の内容でありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第34、議案第26号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第26号 羽幌町水洗便

所改造等補助金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、下水道終末処理場羽幌浄化センターを活用し、し尿、汚泥受け入れ前処理施設を設置する汚水処理施設共同整備事業、いわゆるミックス事業の採択によりまして平成24年度から水洗化向上に向けた補助制度を実施してまいりましたが、さらなる水洗化率の向上を目指し、3年間延長するため改正しようとするものです。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例（平成14年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成28年3月31日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 日程第35、議案第27号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、三上敏文君。

○建設水道課長（三上敏文君） ただいま上程されました議案第27号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成28年3月8日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、議案第26号の羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例と同様に平成24年度から水洗化率向上に向け貸付対象者を拡大した現行貸付制度でございますが、さらなる水洗化率の向上を目指し、3年間延長するため改正しようとするものです。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例（平成14年羽幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成28年3月31日から施行する。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 次に、日程第36、議案第37号、日程第37、議案第38号、日程第38、議案第39号、日程第39、議案第40号、日程第40、議案第41号、日程第41、議案第42号、日程第42、議案第43号、日程第43、議案第44号の

各会計予算について提案理由の説明を求めます。

副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ただいま提案となりました平成28年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策を推進してきた結果、雇用、所得環境の改善傾向が続いておりますが、このような状況の中、国の平成28年度予算につきましては、昨年12月24日に閣議決定され、本年1月22日国会に提出されました。その予算編成に当たり、基本的な考えとして、経済財政再生計画の着実な推進を図るため、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取り組みによる潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけるまち・ひと・しごとの創生を目指すこと、またアベノミクスの第2ステージで掲げた新3本の矢として希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取り組みが示されております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は85兆7,700億円で、前年度対比4,990億円、0.6%の増加となっており、地方交付税は16兆7,003億円で前年度対比545億円、0.3%の減少、地方交付税の振りかえ措置としての臨時財政対策債は3兆7,880億円で前年度対比7,370億円、16.3%の減少となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は20兆4,883億円で、前年度対比7,915億円、3.7%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は61兆6,792億円となり、前年度対比1,307億円、0.2%の増加となっております。このような国の動向を踏まえた上で、羽幌町の予算編成に当たりましては地方創生に向けた目標や施策の基本的方向や具体的な施策を示す羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や各種計画、さらにまちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を考慮し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳入については、主要な財源である地方交付税の実績を考慮し、自主財源である町税は税制改正による影響や経済状況を考慮しながら適正な滞納対策による徴収率の向上を図り、確実な収入を見込むものであります。また、後年度への財政負担を伴う町債の借入れは有利な起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重にしたところでございます。さらに、基金繰り入れについては目的や中長期的な収支見通しを図り、繰り入れを行っております。

次に、歳出ですが、経常経費については一定の予算枠を各課に配分し、その予算枠の範囲内で予算編成する枠配分方式を採用し、臨時費については各課が事業予算を要求し、その必要性、金額などを査定する積み上げ方式を採用し、次の方針に基づき予算編成い

たしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、事業の成果や検証により必要性が低下した事業は廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、公共施設の維持管理費についてライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見きわめ、適切に予算反映させることです。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の見直しによる財源確保を図りながら政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目には、町民の声、現場の声、住民ニーズへの対応であり、町民生活で発生する行政需要について、その効果や必要性を十分精査した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、意思決定の過程をわかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要について申し上げます。予算の状況ですが、一般会計72億9,700万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は102億5,940万円で、前年度対比6億730万円、6.3%の増加となっております。

次に、歳入予算の主な状況ですが、地方譲与税等で2億430万円、前年度対比4,826万9,000円、30.9%の増加は、地方消費税交付金の増加が主な要因でございます。地方交付税は出口ベースで前年比マイナス2%となっておりますが、実績から31億696万4,000円、前年度対比9,338万8,000円、3.1%の増加を見込んでおります。繰入金は4億1,066万1,000円、前年度対比6,765万6,000円、19.7%の増加は、まちづくり応援基金の増加が主なものでございます。

歳出予算の状況で、経常費は総額46億8,661万9,000円、前年度対比2億5,458万6,000円、5.7%の増加で、臨時費では総額26億1,038万1,000円、前年度対比9億241万4,000円、52.8%の増加となっており、合計では11億5,700万円、18.8%の増加となったものでございます。

次に、28年度の主な事業について何点かご説明を申し上げます。地域振興対策では、定住促進事業として民間賃貸集合住宅の建設費用の一部を補助し、定住促進や町内の住宅環境の向上を図ります。防災関連では、防災用資機材の確保を図り、防災のしおりを作成して災害対策を充実させます。医療対策としては、医師確保対策事業や姉妹都市との医療交流事業、助産師、看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指すとともに任意予防接種となっているB型肝炎やおたふく風邪、インフルエンザ等の全額助成を行い、子供の疾病予防、重症化を防ぐ対策に取り組みます。生活環境では、空き家対策事業として空き家の改修や解体への補助を行うとともに、既存住宅の改修に補助する住宅改修促進助成事業を延長し、生活環境の改善を図ります。道路関連では、

幸町南6丁目連絡線の道路改良を行い、橋梁長寿命化事業も継続して取り組みます。環境対策としては、羽幌町環境基本計画を見直し、環境変化に対応した新たな環境基本計画を策定します。次に、産業振興でございますが、商工業においては地域資源を活用した新商品開発や加工、販売への取り組みに補助する6次産業化推進事業や販路拡大支援事業、創業支援事業を新たに制度化し、産業振興の充実を図ります。農業振興においては、奨励作物であるアスパラの新種更新や新品種への更新変更事業に3年計画で補助し、農業所得の向上を図ります。林業においては、森林の適正な管理を図るため町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業を継続し、水産業においては5年間継続となった離島地区の漁場の生産力向上を図る離島地区再生支援交付金事業を推進し、観光においては観光協会の補助を継続し、イベント開催による集客や各種媒体によるPRを充実させ、合宿誘致事業も参加しやすい条件整備を行い、参加団体の増加を図ります。教育関連では、羽幌小学校改築事業を継続し、羽幌高等学校の魅力ある高校づくり、学校づくりへの支援として通学定期券購入や入学準備費への補助を行い、羽幌高等学校教育振興会補助事業の充実を図ります。また、体育施設管理運営事業として武道館の柔道用畳の入れかえを行い、施設の充実とスポーツ振興を図ります。そのほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただきまして、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計ですが、予算の総額は13億400万円で、前年度対比1,000万円、0.8%の増加となっております。これは、一般被保険者療養給付費負担金の増加が主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億1,840万円で、前年度対比20万円、0.2%の増加となっております。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は9億6,000万円で、前年度対比9,710万円、9.2%の減少となっております。これは、保険事業勘定の保険給付費において介護サービス等給付費9,480万2,000円の減少が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は5億2,300万円で、前年度対比4億4,900万円、46.2%の減少となっております。これは、事業費で汚水処理施設共同整備事業工事の完了が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,000万円で、前年度対比530万円、11.7%の減少となっておりますが、焼尻排水管布設替工事の完了が主な要因でございます。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,700万円で、前年度対比850万円、33.3%の減少となっております。これは、港湾施設費において焼尻旅客上屋トイレ改修工事の完了が主な要因でございます。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,4

23戸、年間総給水量は93万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,562万5,000円など、水道事業収益総額2億4,250万3,000円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に5,250万9,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に5,051万1,000円、人件費等内部管理経費を計上する総務費に3,306万6,000円、減価償却費に5,619万5,000円、企業債利息に1,663万3,000円など、水道事業費用総額は2億2,041万7,000円を予定した結果、収支差し引き2,208万6,000円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に2,656万9,000円、企業債償還金に5,290万8,000円で総額7,947万7,000円となりますことから、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保資金より補填しようとするものでございます。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存でございます。

以上が平成28年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算の概要でございますが、今後の行財政運営につきましては人口の将来展望を示す地方人口ビジョンや羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、これまで取り組んできた人口減少対策を引き続き実施するとともに羽幌町ならではの地方創生の実現に向けた新たな施策を展開していかなければなりません。さらに、人口減少等により今後の公共施設の利用需要が変化していく中で公共施設の多くが老朽化し、大規模改修や建て替えの時期を迎えようとしており、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う必要があります。このような公共施設の最適な配置を実現する公共施設マネジメント計画を推し進め、財政負担の軽減や平準化を図り、将来にわたり健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいる所存でございますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成28年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 以上で予算並びに予算関連議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（森 淳君） 日程第44、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成28年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○議長(森 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に2番、金木直文君、副委員長に7番、平山美知子君と決定したので、報告いたします。

◎日程の追加

○議長(森 淳君) お諮りします。

会期の延長を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期の延長を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎会期の延長

○議長(森 淳君) 追加日程第1、会期の延長を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は3月11日までと議決されておりますが、議案審議の都合によって3月15日まで延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は3月15日まで延長することに決定しました。

◎休会の議決

○議長(森 淳君) お諮りします。

各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月15日の各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、これから3月15日の各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時15分）